



はいでがわ

土地改良区だより



- ・第32回通常総代会について、職員人事…………… 2・3
- ・令和7年度予算概要について…………… 4
- ・令和7年度賦課金について…………… 5
- ・国営土地改良事業「阿賀野川左岸地区」実施スケジュールについて…………… 6・7
- ・令和7年度事業計画、ほ場整備事業について…………… 8
- ・組合員の変更・農地転用における届出等について…………… 9
- ・土地改良区よりお知らせ・お願い…………… 10

令和7年4月1日現在

組合員数
3,546名

賦課面積
3,961ha

田 3,553ha
畑 408ha

発行所

〒959-1834
五泉市木越600番地1

早出川土地改良区

TEL(0250)42-2005
FAX(0250)42-2012

発行責任者

理事長 皆川 俊和



理事長
皆川 俊和

第32回

通常総代会開催

令和7年3月8日 開催

理事長総代会あいさつ

今年に入り少雪で気温も高い1月でありましたが、2月に入り全国的に大寒波、北陸地方はJPCZ・日本海寒帯気団収束帯による大雪に見舞われ上越、中越の山沿いでは積雪が3mを越す大雪となりましたが、五泉地域においては災害までに至らず安堵しているところであります。

さて、昨年は令和の米騒動と言われていましたが、令和6年産米は順調に生育されてきたと思っておりますが、7月の日照不足に加え8月下旬からの断続的な降雨による倒伏、刈取りのおくれにより品質はよかつたものの収量などにかなりの影響があつたと思っております。また、コメの販売価格も異常なほどの価格と、国では在庫不足といったことで備蓄米の活用なども含め、今後もコメ状況は注視していかねばと感じております。

はじめに、国の予算関連について申し上げます。国においては、食料・農業・農村基本法が令和6年度に改正法案が成立し、検証しているところであります。食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展とその基盤としての農村の振興を掲げ、また土地改良法の改正が議論されております。農村における人口及び農業者の減少や営農の多様化が進む中、将来の営農環境の維持など不安が広がること懸念されることで、土地改良区の役割として農業水利施設の保全管理に向けた取り組み、運営基盤の強化を図って行く方策として、市町村など関係団体と連携するための連携管理保全計画「水土里ビジョン」の策定が議論されているところであります。現在当土地改良区としては、施設の老朽化対策として「施設更新の中長期計画の策定」、また多様な人材の確保、活用の観点から「女性理事の登用」を協議しているところであります。なお、令和7年度農業農村整備予算については、当初予算4,464億円、補正予算をあわせると6,500億円、前年度比較260億円の増額予算となっております。

ります。次に、国営事業阿賀野川左岸地区について申し上げます。

このあとに、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所より事業計画概要、今後のスケジュール等の説明があり、総代会等の議決を得たのち、令和8年度事業着手の要望をするため農林水産省に申請致します。賦課金に關しましても令和7年度より2,000円の増額を致しまして、将来の積立てをして参ります。また、事業着手するための法手続きの準備を平行して行っていく中で、組合員の同意が必須となります。同意徴集については、令和7年10月頃を目処に実施して行く予定であり、総代の皆様からのご協力をお願い申し上げます。また、管内にある基幹水路についても老朽化が進行している状況であり、調整できるか、決済金積立金及び剰余金からの振り向け、将来の運営、賦課金などについて慎重審議しております。事務所についても、電気設備等の更新が必要な時期になってきております。物価高騰の波が消えない中で施設更新に係る事業費、運営などの経費について協議を行なわなければならない状況ではありますが、役員一丸となり努めて参りますので、皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。阿賀野川頭首工においては、現在地区調査を実施しており、今後は基本設計に移行し詳細な調査が始まります。これについても状況が進み次第、皆様に説明、報告を行いたく、次に、県営土地改良事業について申し上げます。

圃場整備事業についてですが、若宮地区については令和7年度も営農計画、換地計画等の策定を引き続き検討し早期工事着手を図って行きたいと思っております。五箇地区も同様に、営農計画、換地計画等を実施する予定であり、県の補正予算による増額もありましたが、引き続き新潟県に対して事業が円滑に進むよう要望して参りたいと思っております。今後取組み地域についても、早めに地域の取りまとめを行って頂き、状況など県と情報共有して参りますのでよろしくお願い致します。

続いて、本日の審議内容について申し上げます。最初に、令和6年度補正予算についてですが、

揚水機関係の修繕、桑山川排水機場の運用管理に關する補正及び職員の退職などによる補正であり、専決処分を行い対応させて頂きました。

次に、事業計画について申し上げます。令和7年度耕作条件改善事業ですが、用水路整備工事として4地区、団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業1地区、土地改良施設維持管理適正化事業1地区の計画であり、総事業費1億4,400万円の事業であります。令和6年度において議決のあつた、ストックマネジメント事業の橋田地区の未採択の部分については、引き続き新潟県に予算要求を行っていきたいと思っております。

次に、令和7年度予算関連について申し上げます。令和7年度において、賦課金の統合、一般会計と事業特別会計の統合を行った予算編成であります。運営経費については、経常賦課金と共通事業賦課金及び工区賦課金からを充当しまして、10a当り3,500円であり、また、管理、事業費として工区維持管理賦課金と工区事業賦課金を統合し管理事業賦課金とし、各工区の維持管理、事業に対する予算を計画しまして、一般会計予算額は、7億3,444万1千円であり、令和7年度より新たに土地改良区施設更新事業特別会計を設置しまして、国営事業阿賀野川左岸地区、各工区の基幹水路の更新積立てを行います。財源として、国営土地改良事業賦課金と各工区の決済金積立金及び剰余金を充当しまして、予算額2億2,666万7千円の積立ての予算を計画致しました。

冒頭でもお話ししましたが、将来の営農環境の維持など不安が生じることが懸念されますが、その中で課題である未収賦課金については、滞納整理対策会議を実施し更なる対策強化を協議していきたく思っております。

結びに、農業は、社会を取り巻く厳しい情勢ではありますが、更なる目標、形創りをおこない、より良い形で次の世代に引き継ぎできるよう役員一丸となつて組合員の負託に堪えて参りたいと思っております。今後とも皆様方から更なるご協力をお願い申し上げます。



議長
加藤 昭 総代

第32回通常総代会は早出川土地改良区大会議室において開催されました。議長には早出川東部工区の加藤昭総代を選出して審議に入りました。

各議案の説明、質疑応答、討論採決と行われ本総代会に提出された全議案は原案どおり可決されました。

● 提出議案の概要 ●

- 第1号議案 国営土地改良事業「阿賀野川左岸地区」令和8年度事業着手要望について
- 第2号議案 令和5年度事業報告・収支決算・財産目録の承認について
- 第3号議案 令和6年度収支補正予算専決処分の承認について
- 第4号議案 令和7年度耕作条件改善事業の施行について
- 第5号議案 令和7年度団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業の施行について
- 第6号議案 令和7年度新規土地改良施設維持管理適正化事業加入について
- 第7号議案 土地改良区施設更新積立金管理規程の制定について
- 第8号議案 維持管理計画書の一部変更について
- 第9号議案 定款の一部変更について
- 第10号議案 規約の一部変更について
- 第11号議案 会計細則の一部改正について
- 第12号議案 令和7年度収支予算について
- 第13号議案 令和7年度組合費の賦課及び徴収方法等について
- 第14号議案 長期借入金について
- 第15号議案 一時借入金について
- 第16号議案 歳計現金預入先について



以上

職員人事

(四月一日付)

事務長 深井隆之
(総務課長兼務)

【総務課】

課長代理 伊藤大輔
課長補佐 佐藤浩子
庶務係長兼会計係長 廣井笑子

庶務係主任 廣井笑子

庶務係主任 木伏翼
庶務係主事 貝沼翔太

【事業課】

課長 小泉崇
課長補佐 山田正人
管理係長 鈴木一人

事業係主任 新保慎人
管理係技師 塚野晋士

事業係技師 池田浩幸
管理係技師 熊倉隼人

管理係技師 宮下拓
(令和六年九月一日採用)

【多面的機能支払】

臨時 加藤美樹
臨時 廣瀬千佳

退職者 (令和6年6月30日付)

田村 まどか (事業課・技師)

山口 真矢 (事業課・技師)

令和7年度予算概要

令和7年3月8日開催の通常総代会において可決された予算は次のとおりです。

一般会計と事業特別会計の統合、賦課金の統合を行い、また土地改良区施設更新事業特別会計を新設しました。
なお、今年度の田10a当り経常賦課金は3,500円/10aとなります。

一般会計

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度比較	説 明
1. 土地改良事業収入	289,695	36,990	賦課金(経常・左岸頭首工 管理事業) 決済金 他
2. 附帯事業収入	17,080	△ 1,946	他目的使用料 手数料 多面的機能支払活動組織業務受託料
3. 補助金等収入	102,318	81,637	補助金 水利施設管理強化事業費
4. 交付金収入	9,001	△ 19,999	土地改良施設維持管理適正化・防災減災機能等強化事業交付金
5. 業務受託料収入	10,071	2,772	太田川藻刈費 県営稲場住宅排水路清掃料 他
6. 雑収入	10,247	2,143	利息 配当金 未収賦課金 過怠金 雑収入 他
7. 借入金収入	54,203	54,203	公庫資金借入金
8. 特定資産取崩収入	141,976	118,359	財政調整・退職給与・決済金積立資産
9. 他会計繰入金	7,150	△ 9,129	各特別会計
10. 繰越金	92,700	△ 39,388	前年度繰越金
収入合計	734,441	225,642	
1. 土地改良事業費支出	271,401	108,157	維持管理費 委員会費 適正化事業費 受託業務費
2. 附帯事業費支出	11,880	△ 1,946	多面的機能支払活動組織受託業務費
3. 一般管理費支出	141,702	4,778	運営事務費 事務所費 他
4. 土地改良事業負担金支出	45,990	△ 6,410	頭首工分担金 阿賀野川左岸土地改良区連合負担金
5. 借入金返済支出	20,628	20,628	公庫資金償還金
6. 支払利息	2,206	2,066	公庫資金借入金利息
7. 固定資産取得支出	52	△ 499	建物・器具備品 他
8. 特定資産積立支出	23,675	△ 15,670	財政調整・退職給与・決済金積立資産
9. 他会計繰出額	157,300	150,820	各特別会計
10. 繰越金	39,700	15,600	次年度繰越金
11. 予備費	19,907	△ 51,882	予備費
支出合計	734,441	225,642	

圃場整備事業(若宮地区)特別会計

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度比較	説 明
1. 補助金等収入	1	0	補助金
2. 他会計繰入金	630	0	一般会計
3. 繰越金	121	△ 30	前年度繰越金他
収入合計	752	△ 30	
1. 土地改良事業費支出	1	0	事業費
2. 土地改良事業負担金支出	1	0	分担金
3. 雑支出	250	0	圃場整備推進協議会助成金
4. 他会計繰出額	450	0	一般会計
5. 繰越金	40	30	次年度繰越金
6. 予備費	10	△ 60	予備費
支出合計	752	△ 30	

圃場整備事業(五箇地区)特別会計

(単位：千円)

科 目	予算額	前年度比較	説 明
1. 補助金等収入	1	0	補助金
2. 他会計繰入金	250	△ 400	一般会計
3. 繰越金	101	△ 150	前年度繰越金他
収入合計	352	△ 550	
1. 土地改良事業費支出	1	△ 400	事業費
2. 土地改良事業負担金支出	1	0	分担金
3. 雑支出	200	0	圃場整備推進協議会助成金
4. 他会計繰出額	100	△ 100	一般会計
5. 繰越金	40	30	次年度繰越金
6. 予備費	10	△ 80	予備費
支出合計	352	△ 550	

土地改良区施設更新事業特別会計【新設】

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明
1. 土地改良事業収入	70,240	賦課金
2. 補助金等繰入金	1	補助金
3. 特定資産取崩収入	6	積立資産 他
4. 他会計繰入金	156,420	一般会計
収入合計	226,667	
1. 土地改良事業費支出	1	事業費
2. 土地改良事業負担金支出	2	国営事業負担・県営事業分担金
3. 特定資産積立支出	226,660	積立資産
4. 繰越金	1	次年度繰越金
5. 予備費	3	予備費
支出合計	226,667	



令和7年度 賦課金について

令和7年度より国営土地改良事業阿賀野川左岸地区に向けた積立を行って参ります。将来を見据えた賦課金となります。

組合員皆様のご理解とご協力をお願い致します。

【賦課金一覧表】

(10a当り/円)

工 区	地 区	経常・左岸頭首工		管理事業		国営土地改良事業	10a当り合計		
		田	畑	田	畑	田	田	畑	
荘之江	全 地 区	4,800	1,166	2,700	900	2,000	9,500	2,066	
五 泉	全 地 区	4,800	1,166	2,200	733	2,000	9,000	1,899	
村松郷	村松地区	4,800	1,166	3,200	1,066	2,000	10,000	2,232	
	大蒲原地区	一 般	4,800	1,166	4,100	1,366	2,000	10,900	2,532
		長橋圃場	3,500	—	4,100	—	—	7,600	—
	橋田地区	4,800	1,166	4,400	1,466	2,000	11,200	2,632	
早出川東部	県圃地区	4,800	1,166	2,600	866	2,000	9,400	2,032	
	笹島地区	一 般	4,800	1,166	3,600	1,200	2,000	10,400	2,366
		未整理地	4,800	1,166	1,866	622	2,000	8,666	1,788
		馬下地域	3,500	1,166	2,600	866	—	6,100	2,032
		荻島上地域	4,800	1,166	2,500	833	2,000	9,300	1,999
	巢本地区	一 般	4,800	1,166	2,400	800	2,000	9,200	1,966
		菱池地域	4,800	1,166	800	266	2,000	7,600	1,432
		下条川向地域	4,800	1,166	1,600	533	2,000	8,400	1,699
溪流水地区	2,100	—	—	—	—	2,100	—		

【賦課額納入について】

◎賦課金納入通知書は6月10日(火)に発行し郵送します。

期 別	第 1 期	第 2 期
指定納入期限	7月10日(木)	10月27日(月)
口座振替日(※)	6月30日(月)	10月15日(水)

※口座振替納入ご利用の方は、口座振替日に引き落とされますので、ご準備・ご了承をお願い申し上げます。

※NBセンター代金回収サービス『全国ネット型』で口座振替納入をご利用の方は、引落日が **第1期 6月27日(金)、第2期 10月14日(火)** となります。

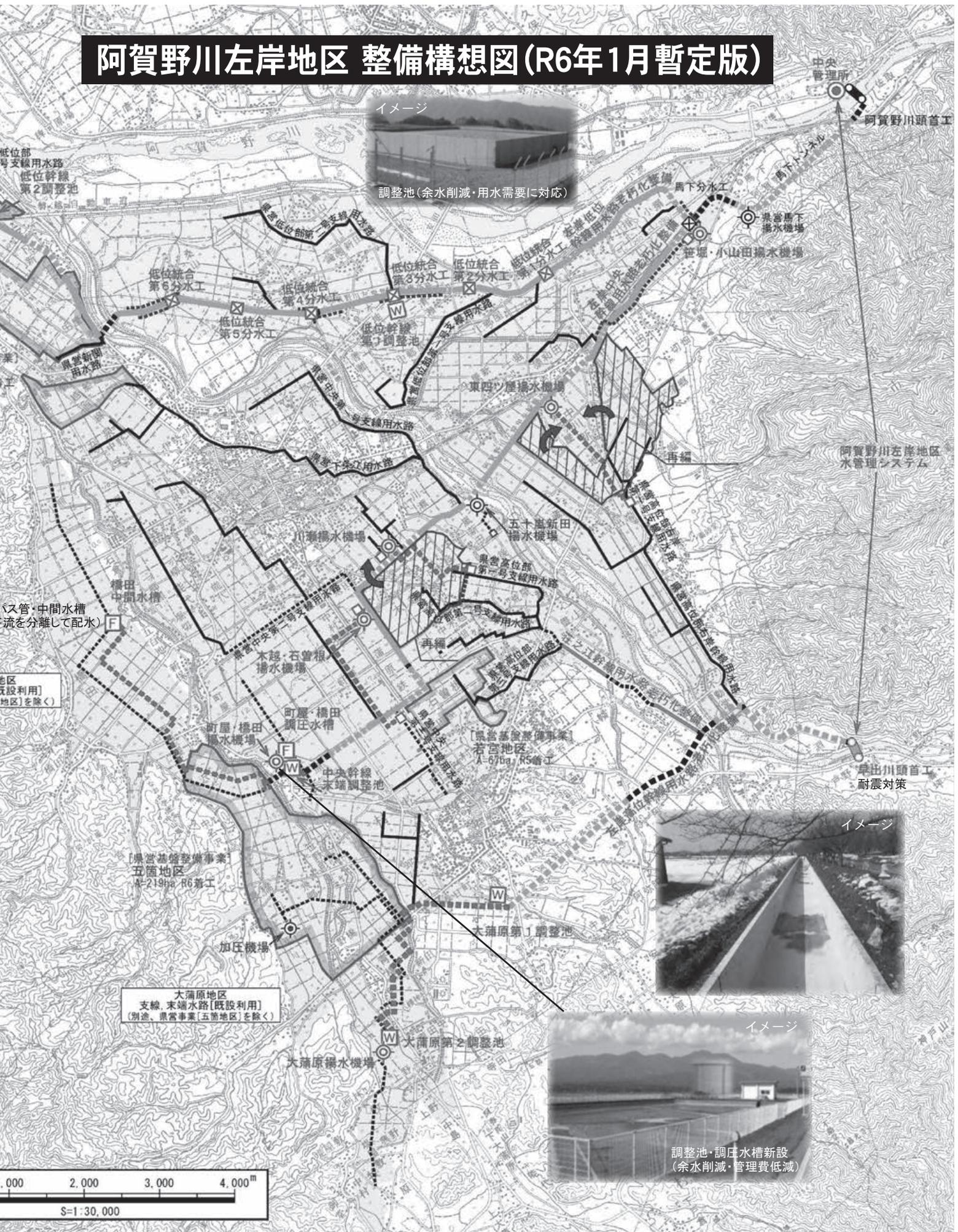
《口座振替をお勧めします》

一度申し込めば毎年継続され、自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

ご利用の場合事前に申し込み手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

【お問合せ先】
総務課 0250-42-2005

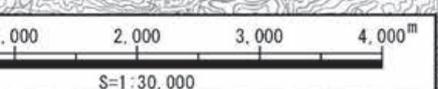
阿賀野川左岸地区 整備構想図(R6年1月暫定版)



調整池(余水削減・用水需要に対応)



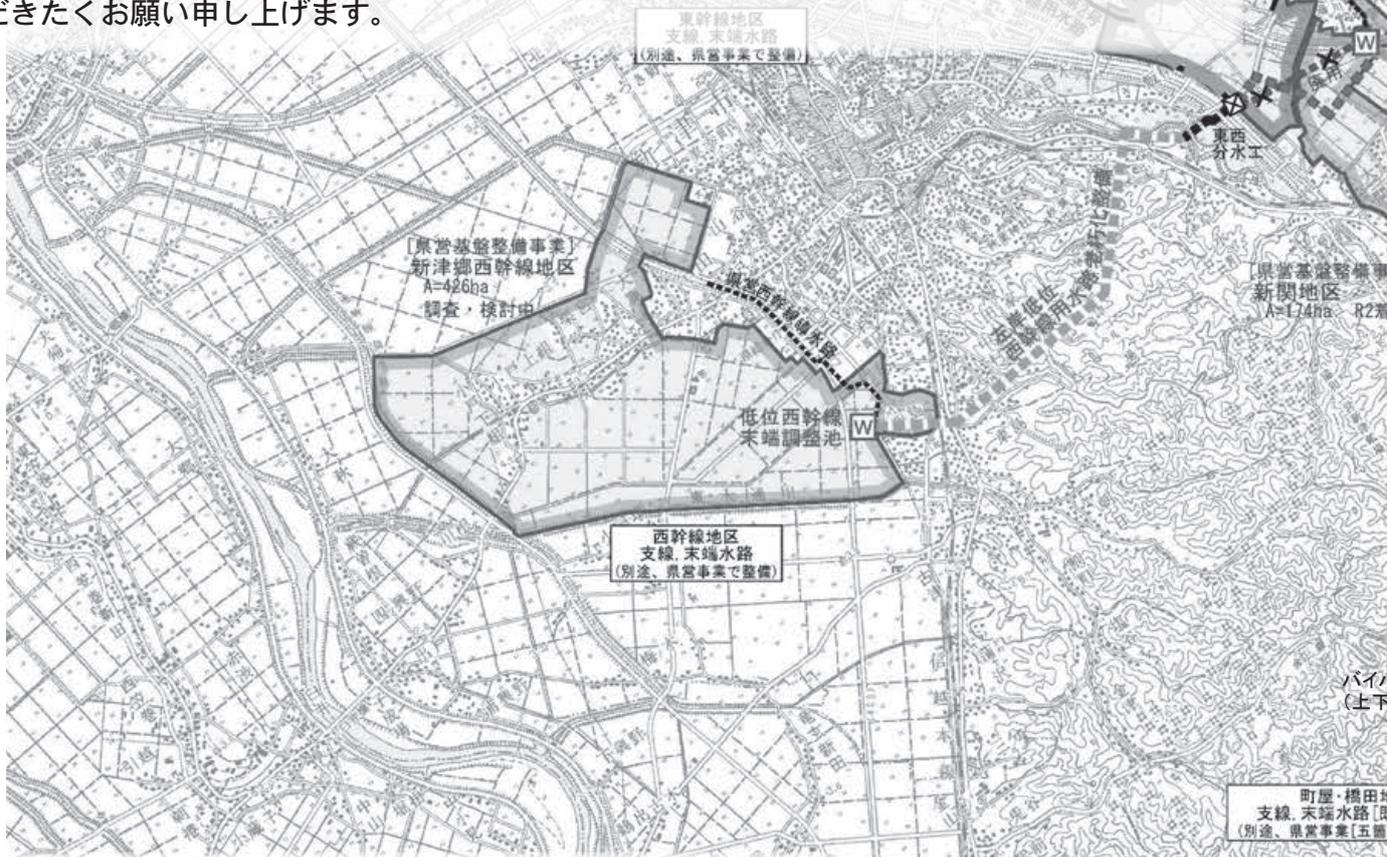
調整池・調圧水槽新設
(余水削減・管理費低減)



国営土地改良事業「阿賀野川左岸地区」の実施スケジュールについて

国営土地改良事業「阿賀野川左岸地区」につきましては、令和7年3月8日(土)の第32回通常総代会にて、令和8年度事業着手要望についての議決をいただき、事業着手に向けて準備を進めております。

今後、国営事業の施行を申請する際には、土地改良事業計画に係る地域内の土地について同意を得る必要がありますので、令和7年10月頃より関係組合の皆さまに同意をお願いすることを、ご理解いただきたくお願い申し上げます。



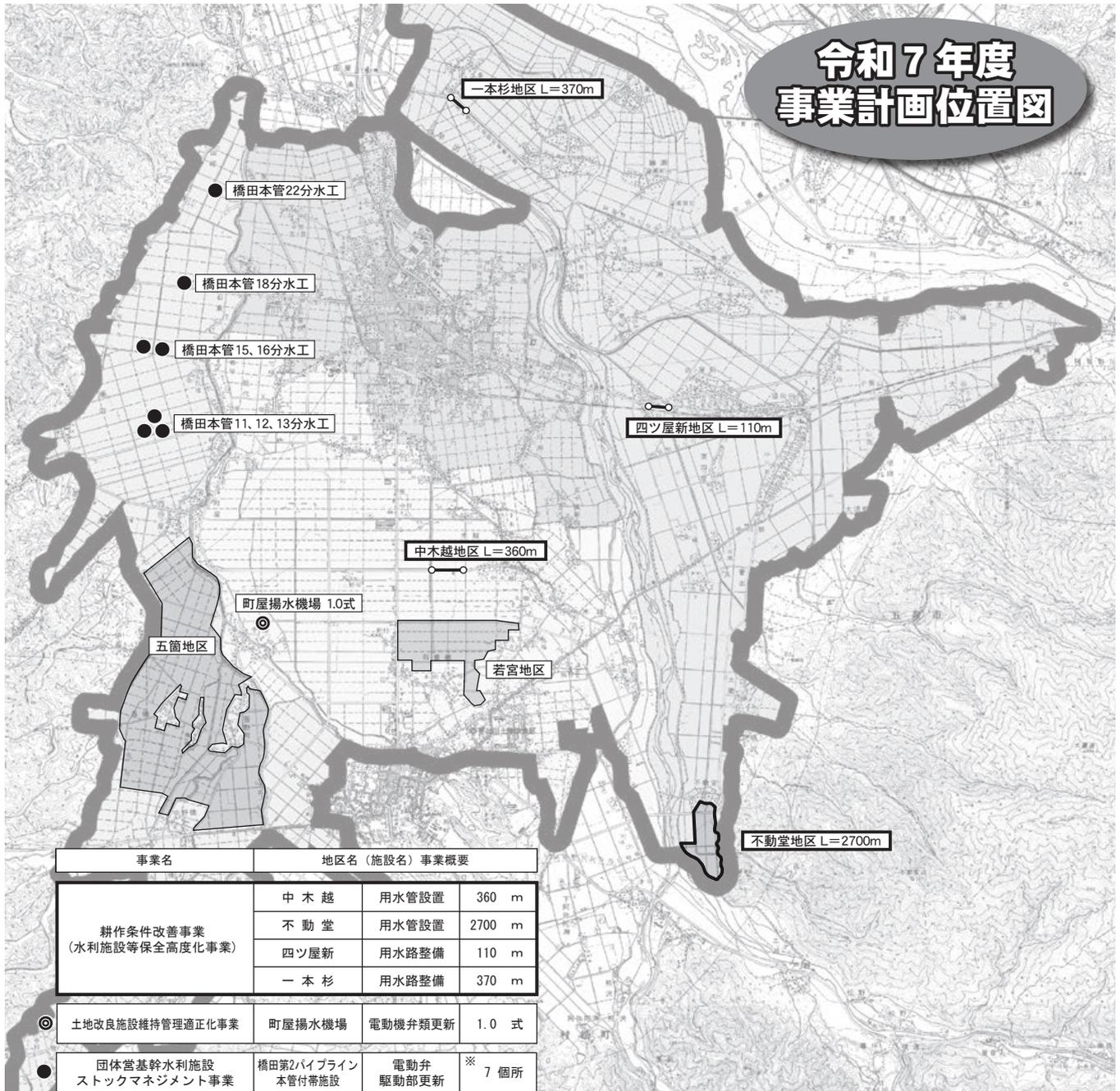
調査名	水利システム再編計画 策定調査	全体実施設計	
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地元調整 (早出川土地改良区)	◇総代会 (着工要望決議) (事業に対する積立決議) (組合員説明)	事業同意徴収 事業に対する積立開始	事業着手

月	R7.6月	R7.7月	R7.8月	R7.9月	R7.10月	R7.11月	R7.12月	R8.1月	R8.2月	R8.3月	R8.4月
内容	事業着手要望			事業計画審査	(同意徴集 → R7.10~R8.2の間 → 同意徴集)				事業評価結果公表	総代会 (施行申請議決)	事業着手

【事業着手要望について】 新潟県知事へ事業着手の要望を提出し、知事が国に申請を行います。

【事業計画審査について】 国による事業評価委員会の中で事業計画が適正なのかを審査し、評価結果の公表を行います。

令和7年度 事業計画位置図



ほ場整備事業工事着手に向け進んでいます

令和2年度より各調査事業を実施してまいりました『若宮』、『五箇』の2地区が県営事業により工事着手に向け進んでいます。他の地区もほ場整備実施に向けての話し合い、合意形成が進められていますが関係機関への要望活動、調整等を図ってまいります。

地区	内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
若宮	埋蔵文化財調査	→		
	測量設計	→		
	換地工事	→	換地原案作成等	→
				→
五箇	埋蔵文化財調査		→	→
	地区境界測量		→	→
	測量設計		→	→
	換地工事		→	→

令和9年度以降

土地改良法
第42条・第43条

土地改良区に届出・手続きが必要となります!!

土地改良法
第43条

組合員の名義変更は『**組合員資格得喪通知書**』の提出をお願いします。

- ・ 売買 や 交換、賃貸借契約を行った
- ・ 組合員が亡くなった
- ・ 農業者年金受給による経営移譲 など農地が異動になる、名義が変更になる場合必要となります。

※注 意※

- ・ 農業委員会の手続きだけでは土地改良区の台帳は異動できません。届出がない限りいつまでも従来の組合員に賦課金がかかったままの状態となります。
- ・ 住所を変更された方は、土地改良区にも届出が必要となります。『住所変更届』の提出をお願いします。

早出川土地改良区ホームページにも様式がありますので活用ください

- ・ 農地を農地以外（宅地や開発、公共事業による買収など）に転用する
- ・ 地目変更する

土地改良区台帳を変更するため**土地改良区への申請と決済金の納入**が必要となります。

次年度の賦課面積に関わってきます。

令和7年度 農地転用決済金

10a当り(単位:円)

工 区	地 区	田	畑	
庄之江	全 地 区	382,990	72,450	
五 泉	全 地 区	373,384	68,264	
村 松 郷	村 松 地 区	411,700	81,935	
	大蒲原地区	一 般	407,208	80,199
		長橋圃場	298,714	—
	橋 田 地 区	399,358	76,873	
早出川東部	県 圃 地 区	340,175	56,878	
	笹 島 地 区	一 般	394,072	75,177
		未整理地	323,877	51,779
		馬 下	275,222	73,377
		荻 島 上	382,953	—
	巢 本 地 区	一 般	341,019	57,121
		菱 池	292,604	43,011
	下条川向	248,516	47,154	
	溪 流 水 地 区	65,655	—	

●決済金とは——

現在農地となっている土地を農地以外に利用（宅地、道路拡張に伴う用地買収など）する場合、その農地にかかる費用について決済をすることを地区除外決済金といいます。地区除外しますとその農地に対して次年度から賦課金はかかりなくなります。

（土地改良法第42条第2項規定）

【お問合せ先】

総務課 0250-42-2005

早出川土地改良区のホームページを活用ください。

令和6年11月1日よりホームページを開設いたしました。
用水情報や各種申請書など組合員の皆様への情報提供の場として発信していきます。パソコンや携帯からもアクセス可能のためご活用ください。



●検索方法
または <https://haidegawa.jp>

お願い

○用水管理について

・電力料高騰に伴い揚水機、補水ポンプの電気料（維持管理費）が増え続けています。
『かけ流しはしない』、『こまめな水管理』等の節水にご協力をお願いします。

・用水をかける際、水路に設置した堰板やタイヤなどをそのままにしておくと通水障害の原因となります。かけ終わったら取りはずす等、管理をお願いします。

○草刈りについて

・農道、水路溝畔の草刈りは地先管理をお願いします。
・刈った草は水路へ流さないようにお願いします。通水障害になりますので、流れてしまった場合は撤去してください。

○給水栓について

・コンバイン・トラクター等の接触による、パイプラインの給水栓破損事故が多く報告されています。
修理費は個人負担になりますので十分注意して下さい。

早出川土地改良区情報メールの登録をお願いします。



揚水機運転計画の変更等、土地改良区に関する情報を発信!

※輪番実施後の解除に係るお知らせはメールのみでの配信とさせていただきます。

登録方法

●メール送信による登録の場合●

登録アドレス(haidegawadokai@theia.ocn.ne.jp)へ **氏名**を入力の上、メールを送信し登録をお願いします。

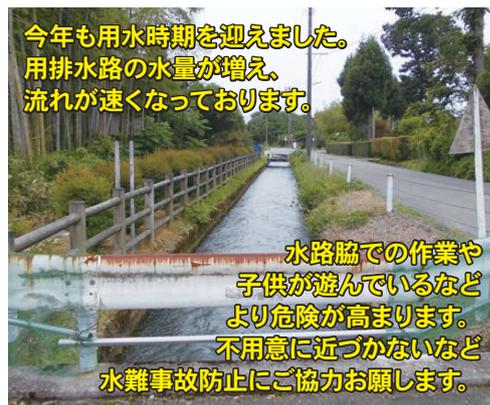
●QRコードの読み取りによる登録の場合●

右のQRコードを読み取り登録フォームへアクセス頂き **ご自身のメールアドレス、氏名**を入力し登録をお願いします。



不法投棄は犯罪です!

例年、用排水路や農道等にタイヤ・ゴミ等の不法投棄が見受けられます。ゴミの不法投棄は河川法及び廃棄物処理法により処罰されます。そのような行為また現場が見受けられたら、当土地改良区までご連絡下さい。



今年も用水時期を迎えました。用排水路の水量が増え、流れが速くなっております。

水路脇での作業や子供が遊んでいるなどより危険が高まります。不用意に近づかないなど水難事故防止にご協力をお願いします。